

高千穂大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

高千穂大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

法人の目的は寄附行為において、大学の使命・目的及び教育目的は学則において明文化している。大学の使命・目的等をより明確化するために、それぞれの意味・内容を学部・大学院の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に具体的に表現し、簡潔に文章化している。大学の個性・特色は、各学部・学科、研究科の教育目的に反映され、その使命・目的を明示している。使命・目的等の達成のために、従来の教学体制を基盤としつつ、大学院の開設、学部の増設や学科内にコースを設置するなど、その時々^々の社会的要請に対応している。使命・目的等については、役員・教職員の理解と支持を得るとともに、ホームページや大学・大学院案内、履修要項に明示した上で、入学式や卒業式、父母の会等を通じ、新入生・在学生及び保護者に周知している。使命・目的は、中期経営計画と連動しており、役員・教職員の参画のもとに、当該年度予算編成方針等にも反映している。使命・目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

○創設以来「家族主義的教育共同体」という学園文化が、学生支援に対する基本的構えとして法人役員・教職員に共有されていることは評価できる。

「基準2. 学生」について

学生の受入れについては、収容定員を満たしている。アドミッション・ポリシーは、使命・目的、教育目的を踏まえ定められ、社会に周知している。学修支援体制は、障がい等のある学生への配慮も含めて整備され、教職協働により運営している。学修支援として、入学前課題の実施、新入生オリエンテーション、オフィスアワーやアドバイザー制度、成績不良者への対応などとともに、Webポータルサイトを通して、履修登録や休講情報の提供、シラバスの閲覧等ができる環境を整備している。キャリア支援では、全学必修科目でキャリア意識を醸成し、就職支援行事を通して就職試験等の準備を支援し、学生が自己のキャリアデザインを形成している。学生生活の安定を図るため、経済的支援を行うとともに、健康面での支援として、保健室、学生相談室を整備している。教育目的の達成と教育の充実を図るために学修環境を整備し、クラスサイズも工夫している。学修支援に対する学生の意見をくみ上げて、組織的に検討し、改善・回答するシステムを整えている。

〈優れた点〉

○保護者が組織する「父母の会」主催による保護者対象の就職ガイダンスを実施し、その結果を踏まえ、個別面談や三者面談を行うなど、学生指導、進路指導に生かしている点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

建学の精神・教育理念、「学風の指針」を具現化するために、三つのポリシーを策定している。単位認定、卒業・修了認定の基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則に明示し、厳正に適用するとともに、学生に対して、年度始めに履修要項を配付し、履修ガイダンスを実施して、履修指導を行っている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは各学部の教育目的及び育成すべき学生像を実現すべく策定され、ホームページ等に掲載し、周知を図っている。少人数教育や初年次教育の継続的見直し、PBL(Project Based Learning)の導入やアクティブ・ラーニングを通して、学修内容の定着・確認を行うとともに、授業評価アンケートを通して教育方法の改善に取り組んでいる。学修成果の点検・評価については、「学修行動・成果アンケート」「卒業時アンケート」、学期ごとの「授業評価アンケート」を学長室で集約し、その妥当性と点検を行い、その結果を教員にもフィードバックしている。

「基準4. 教員・職員」について

大学運営上の重要な事項の決定に際して学長が意見を聴取するために、学部教授会とは別に全学の「連合教授会」を設けるとともに、「研究科委員会」を設置し、大学の意思決定を適切に行っている。また、学長の業務執行が適切に行われるよう規則が整備され、教学領域における責任・権限関係を明確に規定化している。専任の教職員に対する人事権は理事会に帰属し、その配置や役割も規則にのっとり実施している。教員の採用・昇任制度、研究費補助制度、研修会等への参加による教育内容、教育方法等を改善するための資質・能力の向上方策を適切に実施している。学長主催の教員向けSD(Staff Development)ワークショップと理事長主催の理事・監事及び専任事務職員に対するワークショップなどを毎年開催し、大学運営に関わる教職員の資質・能力向上への取り組みを適切に実施している。大学は、個人研究費とは別に研究助成金制度を設けるなど、教員が専攻する学問分野の研究を深めることや研究能力の向上のための支援を行っている。また、研究倫理の確立と厳正な運用を行うために、関連諸規則を整備している。

〈優れた点〉

○FDの一環として、全専任・任期付教員を対象とした、授業公開と相互授業見学が実施され、連合教授会での周知、見学可能な授業一覧表の公表、授業見学報告書の義務化などの工夫により、高い実施率を達成している点は評価できる。

○個人研究費の一律配分のほかに多様な研究助成金制度を有しており、研究支援に関する事務局体制を整える等、研究支援体制が充実していることは評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性、使命・目的の実現に向けての努力、環境保全、人権、安全への配

慮は、関連諸法令に準拠し、学内諸規則を整備の上、遵守、維持に努めている。学生、教職員の安全確保のために防災等管理規程を制定し、学生と教職員による防災訓練を実施している。理事会のもとに常勤理事会を設置の上、中期経営計画に立脚する年度別事業計画の月別執行状況を確認し、教学部門及び法人部門について、業務内容を決定している。組織全体の管理運営及び管理運営機関の相互確認は、関係法令に準拠の上、寄附行為に規定し、理事等の役員は適正に選任され、建学の精神に基づく社会的使命や目的の実現に向け、努力している。財務状況は、収支差額が黒字であり、収支の均衡を確保している。学校法人会計基準や経理に関する規定等に基づく会計処理を適切に実施している。会計監査は、公認会計士による監査、常勤監事による業務監査及び事業計画や資産運用の状況報告も行っており、厳正かつ適切な監査を行っている。

〈優れた点〉

○留学時の危機管理について、対応方針、緊急連絡網、対策本部と班編成など大学側の対応の詳細なマニュアルと、学生がすべき対応内容が「海外留学における緊急事態対応マニュアル」として網羅的に整理されていることは高く評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

理事会のもとに、自己点検運営委員会及び自己点検実施委員会を設け、組織全体としての内部質保証に関する組織体制・責任体制を構築し、「高千穂大学内部質保証に関する方針」を策定の上、その実効性を確実なものとしている。内部質保証のための組織体制は、「高千穂大学自己点検評価委員会規程」に基づき、委員会を組織している。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果については、毎年 2 月に、理事会主催の「予算ヒアリング」において、理事長、学長及び理事の出席のもと審議が行われている。IR(Institutional Research)機能は、理事会のもとに理事長、理事、専任教職員、事務部門の部長で構成している IR 委員会を設け、入試形態別出席・成績状況、除籍・退学者状況等のデータを分析し、結果を学長に報告することにより、学生指導等の参考にしている。内部質保証の機能性は、「高千穂大学自己点検評価委員会規程」を基本とし、大学全体としての PDCA サイクルにより、法人系及び教学系内部質保証を有機的に関連させ、毎月開催される理事会において月ごとの事案をまとめて審議するなど、適切に行っている。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的、創立者の「学風の指針」及び「家族主義的教育共同体」を旨とする「学園文化」に基づき、適切に教育・研究に取り組んでいる。大学は、「本学は創立者の建学の精神を継承し、人間科学、商学及び経営に関する学術の中心としてともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させ、国際的視野に立つ有為の人材を育成すること」を学則の目的に、また、大学院の目的を大学院学則に定め、教育・研究活動を展開しており、今後もその一層の成果を期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的は、寄附行為において、建学の精神、教育理念、大学の使命・目的及び教育目的は、学則に明文化しているとともに、ホームページで公表している。また、大学の使命・目的及び教育目的をより明確化するために、学部・研究科の三つのポリシーにそれぞれの意味・内容を具体的に表現するとともに、簡潔に文章化している。大学の個性・特色は、各学部・学科、研究科の教育目的に反映され、その使命・目的を明示している。そして、従来の教学体制を基盤としつつ、大学院の開設、学部の増設や学科内にコースを設置するなど、その時々^々の社会的要請に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的、教育目的及び学風の指針である「常に半歩先立つ進歩性」の趣旨は、役員、教職員により理解・支持されている。また、大学の使命・目的及び教育目的については、ホームページ、大学・大学院案内、履修要項に明示するとともに、入学式、卒業式、父母の会等を通じ、学内外に周知している。大学の使命・目的及び教育目的や三つのポリ

シーは、中期経営計画と密接に連動しており、当該年度予算編成方針にも反映している。そして、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

○創設以来「家族主義的教育共同体」という学園文化が、学生支援に対する基本的構えとして法人役員・教職員に共有されていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは建学の精神・教育理念、大学の使命・目的及び教育目的に基づき、受入れる学生像として示している。また、大学学則、大学ガイドブック及びホームページに公表するとともに、入学志願者、その保護者、高校の進路指導担当者など、社会への周知が図られている。入学者選抜に係る手続きは、入試区分ごとに、選考方法、選抜区分・選考の実施体制が整備されている。面接、志望理由書により学修目的、学修姿勢及びアドミッション・ポリシーの理解度を確認し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施し、その検証を行うとともに、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。一般入試の問題作成は、「入学試験問題管理マニュアル」「入試問題作成上の留意事項」に基づき、大学自ら行っている。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援では、全教員に「授業運営マニュアル」を配付・周知するとともに、オフィスアワーを全学的に実施している。また、「ゼミⅠ」及び専門ゼミの担当教員によるアドバイザー制度を導入し、支援体制を強化している。障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援合同会議」を設け、教職協働で対応するなど積極的に支援を推進している。中途退学、休学、留年などへの対応策については、「T-Navi」「ハイブリッド型サポートシステム」の運用により、学生の学修状況の把握に努め、教職協働で面談を実施し、支援を行っている。学生の主体的な学修意欲を喚起し、資格取得支援やさまざまな課外講座を実施している。また、TA、SA(Student Assistant)を活用し、コンピュータ関連の授業においては、学修支援を行い、授業の空き時間には、利用相談員として、学生への助言を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

1年次から4年次まで多様なキャリア支援のプログラムが用意され、支援体制を整備している。教育課程内の支援体制として、早期から職業選択を意識するように、1年次生に「学生生活充実ガイド」を配付するとともに、春学期にはキャリアアセスメントの実施、秋学期には4年次生の体験談をもとにワークを行うなど、将来のキャリア展望を構築するための機会を提供している。教育課程外の支援体制として、就職委員会・就職支援課による「就職支援行事」や全3年次生を対象とした進路相談会を行うとともに、「学内選抜インターンシップ」制度を導入し、積極的に推進している。また、就職支援システムを導入し、求人情報の検索や学生との面談記録を教職員間で把握するとともに、4年次生による就職活動体験報告の実施により、情報の共有化を図っている。

〈優れた点〉

○保護者が組織する「父母の会」主催による保護者対象の就職ガイダンスを実施し、その結果を踏まえ、個別面談や三者面談を行うなど、学生指導、進路指導に生かしている点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導については、学生委員会、学生課、保健室、学生相談室が連携して行っており、体制が整えられている。また、アドバイザー制度を設け、1年次生は「ゼミⅠ」担当教員、2年次生以上は専門ゼミの担当教員が当たり、学生の幅広い相談内容に対応するとともに、入学時には、モラル・マナー、SNSの利用に関する指導なども行っている。外国人留学生を含めた独自の奨学金制度等を整備するなど学生の経済的支援を行っている。課外活動への支援として、教職員が学友会の顧問を務め、毎年研修会を開催して課題を共有し、各団体の活動内容をよりの確に理解するよう努めている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎、図書館、体育館、部室、グラウンド等は、設置基準の基準面積を満たしている。図書館は適切な規模を有し、十分な学術情報資料が確保され、運営も適切に行われるとともに、開館日数については、私立大学の年間開館平均日数を上回っている。情報環境支援については、情報メディアセンターが窓口となり、パソコンやプロジェクタ等を貸出している。コンピュータ室には、利用相談員を配置し、授業のない時間帯は開放するなど、サポート体制を整えている。また、校地への入退講、構内路のほか、施設・設備をバリアフリー化し、整備している。建学の精神及び教育理念にのっとり、少人数教育を実践化するために、クラスサイズは適切に設定されており、今後、クラスごとの履修人数の上限を更に引下げることが検討されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見・要望の把握について、学生生活調査アンケートを活用し、学生委員会の分析に基づき、教授会で全学の教員と共有を図り、教授会と理事会が学修支援、学修環境の

改善を検討・実施している。また、学友会との研修会では、学生と教職員が交流を図り、意見・要望を聴取することで学生生活の向上に資するよう努めている。心身に関する健康相談について、保健室や学生相談室と学生課が連携して対応するとともに、アドバイザーと情報共有を図り、支援している。経済的な相談については、主に学生課が窓口になり、奨学金や学費延納の相談に応じている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「建学の精神」である「常に半歩先立つ進歩性」という「学風の指針」や「教育理念」である「気概ある常識人」「偏らない自由人」「平和的国際人」の三つの「学風の目標」のもと、教育目的に基づき、学則にディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ等で周知している。

大学は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、周知している。

単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は、厳正に運用されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学では、建学の精神・教育理念を踏まえ、各学部で、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、周知している。

大学は、全学共通科目から各学部、各学部のコース・専攻の専門科目へと発展的・段階的・体系的に履修できるよう、教育課程を編成している。全科目でシラバスが整備されていることに加え、学部教授会、教務委員会等で、科目の実施状況の確認と将来の改善に向けた検討を行っている。履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。教養教育についても適切に実施している。

また、全授業でアクティブ・ラーニングを導入するなど、授業内容・方法に工夫をしている。これらのカリキュラムについては、教授会、学長室、教務委員会、「ゼミ I 検討会議」や FD(Faculty Development)委員会などの改善のための組織体が整備され、運用されている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、ディプロマ・ポリシーを中心とした三つのポリシーを踏まえたゼミナールの到達目標を学修成果として定めている。学修成果に基づき「学修行動・成果アンケート」「卒業時アンケート」「卒業後アンケート」「授業評価アンケート」、学長室による点検・評価により学修成果を点検・評価している。これらのアンケートの回収率は必ずしも高くないが、回収率を上げるための努力が行われている。

学修成果の点検・評価の結果を受けて、授業担当者が授業改善計画書にまとめて、学長に提出し、次年度に改善状況を確認するなど、フィードバックが適切に行われている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定の仕組み、教学マネジメントにおける学長の権限について、学則、大学院学則において明確に規定されている。学長による教学上のリーダーシップの補佐体制については学則、大学院学則に副学長、学部長、研究科長について明記され、権限と責任の分散が図られている。

学長による教学マネジメント機能として連合教授会があり、学則及び「高千穂大学連合教授会運営規程」において役割が規定されており、学長が連合教授会に対して意見を聴く重要事項についても明確に定められている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員は適切に配置されており、役割と分掌については「高千穂学園事務組織規程」「高千穂学園事務分掌規程」に定められている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数は設置基準上の必要数が確保されており、教授数も満たしている。専任教員はホームページで公募され、定められた手続きにのっとり採用されている。教員の昇格審査や大学院における資格要件について、各規則によって明確に定められている。

FDをはじめとする教員の研修については、FD委員会が大学、大学院それぞれに設置されており、授業評価アンケート、FDワークショップ、授業公開の実施など、授業改善に反映するための取組みが組織的に行われている。

〈優れた点〉

○FDの一環として、全専任・任期付教員を対象とした、授業公開と相互授業見学が実施され、連合教授会での周知、見学可能な授業一覧表の公表、授業見学報告書の義務化などの工夫により、高い実施率を達成している点は評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための組織的な研修として、現代の課題や各種ニーズを的確に捉え、全体、階層別、職能別に区分した SD 研修会を実施している。また、欠席者に対しても適切な対応が行われている。

FD 委員会報告書として 1 年間の活動の取りまとめを集約するとともに、継続的に見直しが行われている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に対して個別の研究室を提供し研究に従事できる環境が整備されている。個人研究費の一律配分に加え、学内の各種研究助成金制度及び教育研究事務課を設置し、研究活動を推進するとともに、外部研究費の獲得に向けて支援体制を構築している。

また、「高千穂大学研究倫理指針」に基づき「高千穂大学研究倫理規則」を策定し、公的研究費の適正管理のため、副学長を統括管理責任者、各学部長をコンプライアンス推進責任者として「高千穂大学研究倫理審査委員会」を組織し、研究不正防止対策の理解・促進と意識向上に努めている。

〈優れた点〉

○個人研究費の一律配分のほかに多様な研究助成金制度を有しており、研究支援に関する事務局体制を整える等、研究支援体制が充実していることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において理事会及び理事長の責任が明確にされており、「学校法人高千穂学園組織倫理規程」をはじめ「学校法人高千穂学園就業規則」や各種会議の諸規則を定めて、規律と誠実性を維持した運営が行われている。法令で指定されている事項については、ホームページ上で適切に情報公開されている。

中期経営計画に基づき、毎年度の事業計画を作成するプロセスを通して、使命・目的の遂行のための継続的な努力が行われている。

ハラスメントの防止、個人情報保護、公益通報者の保護について、それぞれ規則が整備され、人権に対する配慮が適切に行われている。防災時の危機管理についても規則が整備され、消防計画書に基づいて避難訓練が適切に行われている。

〈優れた点〉

○留学時の危機管理について、対応方針、緊急連絡網、対策本部と班編成など大学側の対応の詳細なマニュアルと、学生がすべき対応内容が「海外留学における緊急事態対応マニュアル」として網羅的に整理されていることは高く評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において法人の意思決定機関としての理事会が規定され、諮問機関としての評議員会が設置されている。理事は寄附行為に基づいて適切に選任されており、理事会の出席状況は良好である。

理事会の審議事項の整理や事前審議を行う機能として、毎週開催される常勤理事会が設置され、運営については「常勤理事会規程」に定められている。

5年ごとの中期経営計画が策定され、理事長による予算編成方針と重点事項指示を受けて毎年度、各教学系の委員会と事務部門が協力して事業計画と予算書を作成するプロセスが確立されており、その過程を通して理事会と教学部門で課題が共有されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会、常勤理事会、大学の連合教授会・学部教授会・大学院研究科委員会、事務組織の部課長による会議が機能し、理事長のリーダーシップのもと、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携が円滑に行われており、それぞれの会議を通して教職員の意見もくみ上げる仕組みとなっている。

理事会の諮問機関である評議員会が諮問事項に基づき理事会に答申を行っており、法人と大学の各管理運営機関の相互チェックも適切に機能している。評議員は寄附行為に基づいて適切に選任されており、出席状況は良好である。

監事 2 人のうち 1 人が常勤監事として常勤理事会に出席し、中期経営計画に基づく年度の事業計画の執行状況などを監査している。監事の理事会及び評議員会への出席状況も良好である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第 8 期中期経営計画（2020 年度～2024 年度）」を策定し、法人の財政は、入学者確保における学生生徒等納付金収入を主たる収入源としている。事業計画及び予算編成では、中期経営計画に基づく予算編成方針のもと、各予算単位・部署から提出された事業計画案及び予算案を理事会主催によるヒアリングを実施している。その結果、バランスを確保した収支計画が立案され、事業活動収支差額比率は法人及び大学単独でもプラスを維持しており、安定した財務基盤を確立している。また、科学研究費助成事業の採択に向けて取り組んでいる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

予算編成、予算執行、経理処理については学校法人会計基準に準拠した「学校法人高千穂学園経理規程」「学校法人高千穂学園固定資産・物品管理規程」「学校法人高千穂学園予

算の執行に関する取扱基準」などの諸規則を整備し、規則にのっとり会計処理が行われている。

監査体制については、監査法人による会計監査と常勤監事による定期的な監査が厳正に行われており、決算監査時には監査法人との意見交換も行われている。

監事は、理事会、評議員会に出席するとともに、監査法人の実施する会計監査に立会い、監査結果の報告を受ける等、法人の業務運営が適正に行われているかを監査している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「高千穂大学内部質保証に関する方針」を定め、常勤理事会のメンバーによる自己点検運営委員会が内部質保証の組織と責任体制を担っている。また、内部質保証のための組織及び責任体制として、自己点検評価委員会を理事会が担い、その下の組織として、常勤理事会が自己点検運営委員会を担い、更に、その下に自己点検実施委員会を設け、それぞれが役割と責任をもって担っている。具体的には、「教学事項」「法人事項」「事務事項」の三つの自己点検実施委員会が三つのポリシーを踏まえて教学 PDCA の機能性を高めるなど、責任体制が明確になっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を実現するための大学全体の PDCA サイクルの仕組みは、理事会及び教学に関する会議の計画に基づき、自己点検運営委員会と自己点検実施委員会の点検を受け、各学部・研究科、学務委員会及び事務部局の確認のもと、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。また、自己点検運営委員会と自己点検実施委員会がそれぞれ役割と責任をもって、各種アンケート結果をもとに課題を集約し、自己点検・評価を行っている。加え

て、理事会のもとに、IR 委員会を設け、教務データ、学生データ、就職データ、入試データを連結させ、授業内容・方法の改善に活用するなど、体制を整えている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の実現のために、大学全体の PDCA サイクルを、自己点検運営委員会と自己点検実施委員会が連携し、課題等を集約し、各学部・研究科、学務委員会及び事務部局がその課題解決に当たるなど、機能性を高めている。また、中長期的な計画に基づき、毎年 2 月に開催される理事会主催の「予算ヒアリング」で検討を重ね、次年度計画・予算及び当該年度事業報告・決算を審議・決定するという組織全体としての PDCA サイクルを確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1. 社会貢献の推進

A-1-① 公開講座、授業公開、聴講生等

A-1-② 社会交流を目的とした寄付講座

【概評】

大学は、社会貢献を使命の一つと捉え、積極的に活動を行っており、教育研究の成果を社会に提供する主たる方法として、公開講座、授業公開、東京都杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会、寄付講座、聴講生制度を実施している。公開講座は、創立 80 周年を契機に開講され、既に 40 年にわたって継続されている。授業公開においては、平成 29(2017)年度から令和 5(2023)年度の平均で年間延べ 500 人超が受講している。また、聴講生制度について、規則を整備し、近隣住民の教養の修得やシニアの学び直しに寄与している。加えて、連携協働に関する包括協定を締結し、地元杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会を設置し、定期的な意見交換を行い、毎年度その時々々の社会課題をテーマとした連携講座、シンポジウムを開催し、大学所属の教員が講師として担当している。

大学では、平成 18(2006)年から当時の社団法人日本セルフ・サービス協会による寄付講座を開講しており、同協会が一般社団法人全国スーパーマーケット協会となった現在でも継続している。寄付講座には、平成 24(2012)年度から令和 5(2023)年度の平均で年間延べ 800 人超が受講している。大学は、こうした活動を通じて地域との密接な関係を築いてい

る。

